

令和 7 年度

東京都立鹿本学園

《学校危機管理マニュアル》

学校危機管理委員会

(令和7年4月1日)

鹿本学園危機管理計画

序章

災害時等に児童・生徒の生命及び安全確保に万全を期するため、本校の防災に関する事項について、以下のとおり学校危機管理計画を作成し、災害に対する事前の備えを行うものとする。

第1章 学校危機管理に関する基本方針

校長は、地域の実情や特別支援学校の障害種別等の学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の運営支援及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者等に周知徹底する。

第1節 本校の危機管理に関する基本方針

1 災害等危機管理に対する基本的取組の考え方

- (1) 本校に通う障害のある児童・生徒の身体的状況や、障害特性等を踏まえ生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。
大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒や都民を守る。
- (2) 震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して、他の災害に対処する。
- (3) 災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。

2 危機管理体制に関する各種計画等との関係

(1) 危機管理マニュアル(本冊)

- 災害時にとるべき行動の基準、平常時に講じるべき防災対策方針を定めたもの
- 全ての危機管理対策の基本となる

(2) 学校生活基礎資料

- 計画で示された方針等を、教職員が災害時や非常時に実際にどのような手順で動くか示したもの

(3) 震災対策ポケットマニュアル

- 教職員は常時携帯するもので、危機管理の初動について記載されているもの

第2章 事前対策(日常における震災・水害への備え)

第1節 危機管理組織の設置と教職員の役割

1 学校危機管理委員会等の設置について

本校の危機管理の体制として、別添1「危機管理部の構成」のとおり、校長、副校長、経営企画室長等を構成メンバーとする「学校危機管理委員会」等を設置する。

2 教職員の参集体制の整備等について

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。作成に当たっては、別添2「特別非常配備態勢」のとおり、人員や参集方法などを把握する。

また、早朝・夜間・休日等の災害発生時は学校が無人となり、初動態勢に遅れると予想される。ついては、初動態勢を迅速にとるための要員として、別添3のとおり「学校危機管理担当者」及び「地域緊急連絡員」を指定・選出する。

非常配備態勢と特別非常配備態勢について

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

① 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

- ・ 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震、島しょ地域で発生した地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。

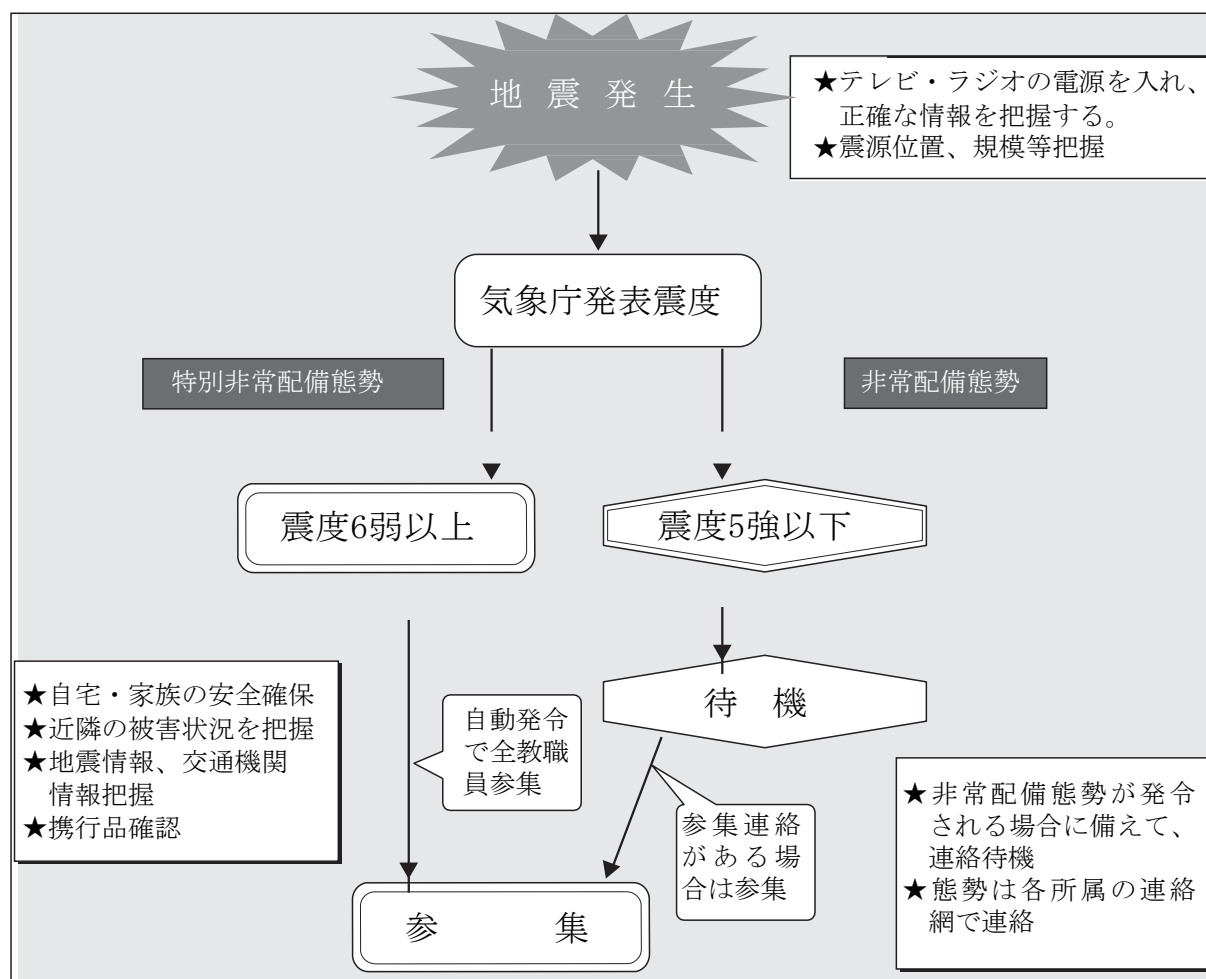
- ・ 全職員の一斉参集は、自宅および家族の安全を確認した上、所属校に参集し、応急業務に従事する。

3 福祉避難所としての対応

校長は、災害時において、避難所の開設および管理運営に協力する。
 本校は特別支援学校の役割として、次表のような役割を担うものとする。

学校の役割	目的	学校の対応	備蓄	受け入れ場所	備考
災害時 帰宅支援 ステーション	震災時に徒歩 帰宅者に対し て、水・トイレ・情報等 を提供し、帰宅 を支援する。	帰宅困難者 の受け入れ を行う。	備蓄品倉庫内 （1階倉庫、屋 上倉庫、第2体 育館裏倉庫） ・水 ・災害用トイレ ・発電機 ・投光器	（受付・配 布） 第1グラウン ド 第2体育館	コンビニ・フ ァミリーレス トラン・ガソ リンスタンド などが指定を 受けており、 近くの施設に ついては案内 を行う。
避難所機能	自宅が被災し た地域住民へ の対応を行 う。	運営主体は 区市町村と なるが、そ の支援等を行 う。	備蓄品倉庫内 （1階倉庫、屋 上倉庫、第2体 育館裏倉庫） ・水 ・蜂蜜 ・アルファ ー米 ・オニオン ス ープ ・カレー ・コーンス ー プ ・毛布 ・災害用トイレ	（受付・配 布） 企画室前 南門前 （トイレ） 自活室前 （休憩場所） 体育館	特別支援学校 は二次避難所 となる。また 本校は一時避 難所の指定は 受けていない が、避難所に なる可能性は ある。

夜間休日等の勤務時間外に地震が発生した場合の行動フロー



第2節 情報連絡体制

児童・生徒の在校中、登下校時及び夜間・休日等の発災場面に応じた、児童・生徒、保護者、教育委員会、学校経営支援センター、区市町村災害対策本部、医療機関及びライフライン事業者等との情報連絡体制を以下のとおり整備し、毎年度当初に保護者、教職員に周知徹底する。

臨時休業等の児童・生徒及び保護者への連絡等について

災害や異常気象時において臨時休業等を判断する際は、適切な情報収集を行うとともに、学校の決定を迅速かつ確実に児童・生徒や保護者に周知する。

また、臨時休業等を行った場合は、速やかに所管の学校経営支援センター経営支援室に報告する。

(1) 的確な判断を行うための情報収集

- ア 気象庁の注意報や警報
- イ 生徒等の通学経路に関わる主要公共交通機関の運行状況
- ウ 学校周辺の道路等の状況
- エ 学校施設の被害状況
- オ スクールバスの運行状況

(2) 連絡体制の整備

- ア 各種メールサービスやツイッター等の活用
- イ 学校ホームページへの掲載
- ウ 文書等による事前の通知
- エ 緊急連絡網による電話連絡

※参照：平成26年3月14日付25教学高第2396号「都立学校における災害時における危機管理について（通知）」

1 連絡体制について

(1) 学校と児童・生徒・保護者との連絡体制・手段（詳細は、本章第3節に記載）

児童・生徒連絡班が、さくら連絡網、災害伝言ダイヤル、本校HP、フェイスブック、で情報発信を行う。
個別対応（さくら連絡網未加入者）災害用携帯電話を活用する。

(2) 教育庁や他の都立高校等との連絡体制・手段

TAIMS端末、行事用携帯電話等で校長が連絡する。

(3) 所在区市町村の災害対策本部等との連絡体制・手段

江戸川区との行事用端末等で連絡を取る（予定）。

また、近隣の担当区の職員と連携する。

(4) 医療機関等関係機関との連絡体制・手段

① 江戸川区と連絡を取り、江戸川区医師会から医師の派遣を依頼する

②①が不通で酸素や透析が児童・生徒がいた場合は、すぐに職員を江戸川区医師会医師会館に派遣し直接連絡を取る。（派遣する職員に学校連絡用携帯電話を持たせる。）

令和7年度 非常時連絡先一覧

	名称	電話番号	住所等
移送者	救急車（東京消防庁）	119	
	タクシー（江戸川エリア）	(3876) 1411	東京自交無線
		(3647) 2351	東京相互無線
医療機関等	校医 内科（南小岩クリニック）	(3657) 2982	江戸川区南小岩7-5-18
	校医 歯科（アシザワ歯科）	(3688) 0687	江戸川区中葛西3-33-11 マルカビル3階
	校医 眼科（玉城眼科）	(5693) 4880	江戸川区東小岩6-8-14
	校医 耳鼻咽喉科（佐野耳鼻科）	(5675) 6155	江戸川区東葛西6-1-17
	校医 精神（東部療育センター）	(5632) 8071	江東区新砂3-3-25
	整形外科（同愛会病院）	(3654) 3311	江戸川区松島1-42-21
	総合病院（都立墨東病院）	(3633) 6151	墨田区江東橋4-23-15
	よつぎ療育園	(5670) 5131	葛飾区四つ木4-44-1-101
	江戸川保健所	(3654) 2151	江戸川区中央4-24-19（合同庁舎内）
	小岩警察署	(3671) 0110	江戸川区東小岩6-9-17
	小岩消防署	(3677) 0119	江戸川区鹿骨2-42-11
	セントラル警備保障（株）	(5624) 1212	機械警備会社
スクールバス	日立自動車交通株式会社	(5682) 6294	足立区綾瀬6-11-22
	株式会社宮園福祉（江戸川）	(5663) 0294	江戸川区西一之江4-13-20
	株式会社宮園福祉（千葉）	047-303-6294	千葉県市川市柏井町1-1593-13
	東京福祉バス株式会社	(5677) 4917	江東区新砂3-9
	株式会社四葉観光バス	(5851) 9428	足立区南花畑2-42-6
	なかの福祉サービス合同会社	090-3203-2178	中野区野方2-2-6
	合同会社 all bridge	090-2929-3496	千葉県松戸市新松戸南3-154
	東京福祉株式会社	(6677) 5764	足立区千住東2-6-1-109
	株式会社 SANTE グループ	(3860) 9100	足立区保木間3-24-1
	一般社団法人 OhanaHOUSE	(6429) 8717	大田区西馬込1-32-15
	株式会社あいりす福祉タクシー	(6823) 2405	大田区西馬込1-32-15
関係諸機関	鹿本小学校	(3653) 7414	江戸川区松本2-35-7
	鹿本中学校	(3651) 0817	江戸川区松本1-36-1
	江戸川区総合体育館	(3653) 7441	江戸川区松本1-35-1
	江戸川区本一色自治会長	(3651) 6560	三田 保雄 様
	東部学校経営支援センター支所	(3625) 2191	墨田区業平1-7-4（東京都墨田都営事務所4階）
	都教委（都立学校教育部特別支援教育課）	(5320) 6753	新宿区西新宿2-8-1（都庁内）
	江戸川区教育委員会	(5662) 1634	江戸川区中央1-4-1
	江戸川区役所	(3652) 1151	
	江戸川区危機管理部	(5662) 1992	
	葛飾区教育委員会	(3695) 1111	葛飾区立石5-13-1
	葛飾区役所	(3695) 1111	

②緊急時の医療機関名	主な診療科	電話番号	備考
松江病院	外、脳神経外、整形外科、皮膚科	03-3652-3121	
都立墨東病院	小児、外、脳神経外、形成、整形外科	03-3633-6151	
東京臨海病院	小児、外、整形外科、脳神経外、形成科	03-5605-8811	
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	小児、外、整形外科、脳神経外、形成科	03-3603-2111	
東部地域病院	内、循環器内、小児、外、整形外科、脳神経外	03-5682-5111	

2 情報収集及び提供について

情報内容及び情報収集手段等は以下のとおりとする。なお、情報を収集するに当たっては、通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておく必要があるため、日常使用している電話回線やインターネット回線のほか、教育庁災害時等緊急連絡システムやスクールバスとの運休等の連絡については、GPS端末「どこイルカ」を活用する。

必要とする情報内容及び収集・提供手段として以下のような方法を考える

情報内容	収集手段	提供手段
気象情報（気象庁注意報、警報）	・教育庁災害等緊急連絡システム	・掲示板等への表示。
災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等）	・災害対策本部からの情報、防災無線	・担当者からの文書報告
被災、被害状況（児童・生徒・教職員、学校施設、スクールバス、学校周辺、通学路、等）	・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒からの情報	・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。
ライフライン、交通機関等の状況	・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報	

第3節 児童・生徒の安否確認及び各家庭との連絡方法

災害発生時における児童・生徒の安否確認及び各家庭との連絡に当たっては、緊急連絡網のほか、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を活用するとともに、その連絡手段等について児童・生徒及び保護者にあらかじめ周知する。

なお、緊急連絡網における各家庭の緊急連絡先については、より確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先カードにより、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握する。

1 学校から児童・生徒や保護者向けの情報発信手段について

- ア 災害用伝言ダイヤル（171） 「声の伝言板」
- イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」
- ウ 災害用ブロードバンド伝言板（web171） 「インターネットの伝言板」
- エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- オ さくら連絡網 等

2 児童・生徒から学校への情報発信手段について

学校から児童・生徒・保護者向けの情報発信手段・体制

学校と児童・生徒・保護者との連絡体制・手段（詳細は、本章第3節に記載）

児童・生徒連絡班が、さくら連絡網、災害伝言ダイヤル、本校HP、フェイスブックで情報発信を行う。
個別対応（さくら連絡網未加入者）災害用携帯電話を活用する。

児童・生徒や保護者から学校への情報発信手段・体制

さくら連絡網（開封確認）、災害伝言ダイヤル、本校HP、フェイスブックで情報共有を行う。個別対応（さくら連絡網未加入者）、電話

第4節 学校施設・設備の安全対策

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒の安全確保のほか、避難してることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。災害時に緊急対応を効果的に行うため、日常から施設管理を行う。

1 「学校施設・設備等の点検リスト」に基づく日常の点検について

学校施設・設備等の点検については、避難経路となっている施設を中心に、日頃から安全点検に努めるとともに「学校施設・設備等の点検リスト」（別添4）により定期的に実施し、保安状況を把握する。

また、発災時に速やかに点検を行うため、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に活用できるような場所に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成（前掲）し、職員室や経営企画室等に掲示する。

止水弁、ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図及び使用方法

経営企画室の施設担当が作成し、経営企画室の危機操盤操作盤付近に掲示

1) 大規模停電への対応について

*児童・生徒在校時

停電発生

給食

- ① 調理中のもので、給食ができるかどうかの判断を管理職と相談。
- ② 食せるものと難しいものを判断する。

教職員

- ① 緊急放送を良く聞いて指示に従い行動する。
- ② 係りは自家発電機を動かし、今後の対応を取る。
- ③ 緊急放送の指示に従いながら復旧を待つ。

管理職（危機管理委員会）

- ① 緊急放送「ただいま停電が発生しました。」
- ② 係と企画室に指示（自家発電機の作動、非常用電源の確認など）
- ③ 危機管理部は近くのエレベーターを確認する。
- ④ 復旧のめどなどの情報を得て、今後の対策を練る。
（給食関係、保護者連絡、教職員への放送）

＊児童・生徒下校時または夜間・休日等

停電発生

管理職に連絡
状況を説明し、自家発電を動かす。

2) 自家発電の場所について

	S棟	N棟
自家発電機の場合 所	空調機械室	屋上
使用できる 場所	全施設	全施設

2 災害時に使用する備品等の保管場所リスト及び点検について

学校災害対策本部の各班及び担当者は、食糧・毛布・ろ水器・非常用発電機等の災害用品等の一覧表について別添5「備蓄倉庫配置図」のように保管を行う。また拡大危機管理委員会において定期的に点検し、その保管場所を誰でも分かるよう職員室等に掲示する。

第5節 防災教育、防災(避難)訓練 【現実を想定した避難訓練】

防災教育は、子供たちが災害時に適切に行動できる安全対応能力を身に付けられるよう、「まず、自らを守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材」を育てるため、児童・生徒の発達の段階に応じて、学校安全計画全体計画及び年間指導計画を作成し、教科、特別活動等、学校教育全体を通して実施する。

避難(防災)訓練は、年間を通して教育課程に位置付けて計画的に実施する。具体的には、学校の種別及び地域の実情に即し、登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定するとともに、家庭や地域住民、関係機関との連携を密にして実施する。

第6節 教職員の危機管理研修 【マニュアル参考】

教職員が災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人一人の的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められ、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにする必要があることから、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処置能力などを高めるため、校長は、学校安全計画の校内研修計画に危機管理に関する研修主題を位置付けて実施する。

特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行って何をするかなどの具体的な対応を出勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施する。

次ページに、校内研修計画について提示する。

令和7年度 鹿本学園防災（安全）年間計画概要（案）

防災教育の一環として、毎月1回避難訓練を実施する。また、肢体不自由教育部門、知的障害教育部門、それぞれの特性に応じ、合同で行う訓練や、部門別に行う訓練を計画する。

安全教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、安全教育（年間11回以上の震災等に対する避難訓練の実施と安全指導日の確保など）を推進する。年間指導計画における避難訓練の記入については、「避難訓練」の後に（ ）を付けて、火災、地震、津波、土砂災害、液状化、台風、集中豪雨、大雨、洪水等の災害想定を記入すること。

なお、不審者対応に関する訓練は「震災等に対する避難訓練」の実施回数には含まれないことに留意する。（令和4年度 都立特別支援学校教育課程編成の基本方針より）

★ 避難訓練等 （児童・生徒および教職員対象）

日時 (時間未定)	種別・想定	ねらい	内 容
4月21日 (月) 9:30～ 10:00	避難訓練（地震）	・地震の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・避難経路を確認する。	・地震に備える姿勢、行動をする。（落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所に避難する。） ・避難場所に避難する。
5月14日 (水) 10:00～ 10:30	避難訓練（火災）	・火災の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・避難経路、消火器の位置を確認する。	・火災に備える姿勢、行動をする。 ・初期消火班は消火活動を行う。 ・避難場所に避難する。
6月9日(月) 10:10～10:40	避難訓練（火災） 【火災警報】 ※防災教育推進委員会	・火災の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・防火シャッターが閉まった際の経路を確認する。	・火災に備える姿勢、行動をする。 ・防火シャッターが閉まった状態で経路を確認しながら避難場所に移動する。
7月4日(金) 10:00～	避難訓練（地震）	・地震の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・非常時の連絡、下校引き渡し方法を確認する。	・地震の避難訓練にそなえる姿勢、行動をする。
9月12日 (金) ※地域と連携した防災訓練実施案に準ずる	避難訓練（地震）	・地震の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。	・地震に備える姿勢、行動をする。 ・避難場所に避難する。
9月12日 (金)	地域と連携した防災訓練	・生徒の防災意識の育成を図る ・生徒の安全確保に向けて、災害時の教職員危機管理体制のシミュレーションを行う ・児童・生徒の安全確保に向けた家庭との連絡・連携体制を確認する	・N、S中1全生徒 ・毛布担架、蓄電、煙ハウス、初期消火訓練 ・防災に関する学習 ・引渡訓練

10 月 6 日 (月) 10:00~10:30	避難訓練 (大雨⇒浸水)	・ 浸水時の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・ 避難経路を確認する。	・ 2階以上に避難する。 ※避難場所要検討
11 月 10 日 (月) 9:30~10:00 <u>消防と連携した訓練</u>	避難訓練 (火災) 【火災警報】 【抜き打ち】	・ 火災の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・ 避難場所に応じた避難経路を確認する。	・ 火災に備える姿勢、行動をする。 ・ 防火シャッターが閉まった状態で経路を確認しながら避難場所に移動する。
12 月 3 日 (水) 10:00~10:30	避難訓練 (地震) 【怪我人】 ※防災教育推進委員会	・ 地震の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・ 避難経路を確認する。	・ 地震に備える姿勢、行動をする。 ・ 避難場所に避難する。 ・ 怪我人の搬送等の対応を行う。
12 月 11 日	N セーフティ教室	・ 交通ルール、不審者への対応等についての理解を深める。	・ 実技を交えて交通事故、不審者等の日常の危険から身を守る訓練を行う。
12 月 12 日	S セーフティ教室	・ 交通ルール、SNS利用等についての理解を深める。	・ 実技を交えて交通事故、不審者等の日常の危険から身を守る訓練を行う。
1 月 14 日 (月) 10:00~10:30	避難訓練 (火災) 【抜き打ち】	・ 火災の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・ 避難場所に応じた避難経路を確認する。	・ 火災に備える姿勢、行動をする。 ・ 防火シャッターが閉まった状態で経路を確認しながら避難場所に移動する。
2 月 5 日 (木) 9:30~10:00	避難訓練 (地震) 【抜き打ち】	・ 地震の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・ 避難経路を確認する。	・ 地震に備える姿勢、行動をする。 ・ 避難場所に避難する。
3 月 3 日 (火) 9:45~10:30	避難訓練 (地震) その場待機	・ 地震の際の身の守り方、適切な避難行動を身に付ける。 ・ 避難経路を確認する。 ・ 東日本大震災等の災害や避難について知る。	・ 地震に備える姿勢、行動をする。 ・ スライドを用いて災害発生時の姿勢や実際に起こった災害について知る。

★ 教員および保護者対象の訓練

日時 (時間未定)	種別・想定	ねらい	内 容
始業式までの期間中	教員対象避難シミュレーション		
4月18日 (金)	拡大危機管理委員会	災害時の班別の役割・物品の位置について確認する。	・連絡班、食糧班などの人員等確認。 ・班別マニュアルの確認 等
4月28日 (月) 16:30~17:00	登下校緊急時駆けつけ体制確認	登下校中の災害発生時の体制についての共通理解を図る。	・登校時の災害が発生時の駆けつけ人員や届ける物品、保護者への引き渡し方法を確認する。
6月4日(水)	心配蘇生法研修	胸骨圧迫、AEDの使用方法等の心肺蘇生法の基礎技術を身に付ける。	・消防署の方々を講師に招いて、胸骨圧迫、AEDの使用方法等の実技研修を行う。 (小と中高の2回に分けて実施) 1回目：S・N小学部・CG 2回目：S・N中学部・S高等部 要人数確認
7月16日 (水) 16:00~17:00	不審者対応訓練	不審者への対応方法を身に付ける。	・不審者への声のかけ方、さすまたの扱い方、身近な物の有効な活用方法等について実技研修を行う。
7月~8月末	初期消火訓練	消火器の使い方を知る	各自で動画を見る研修
8月26日 (火)	拡大危機管理研修	災害時の拡大危機管理委員会の分担に準じて実際の運営・確認を行う。	危機管理班ごとに分かれての実施
10月15日 (金) 10:00~24:00	災害伝言ダイヤル訓練①	保護者、教職員が緊急時の連絡手段の一つである伝言ダイヤルの使い方を確認する。	・学校が録音したメッセージを保護者が実際に伝言ダイヤルを利用して聞く。
日時未定 11月第一週か 第二週の日曜日	本一色自治会総合防災訓練	地域に協力するとともに、地域との連携を深める。	<u>生活指導部教員が本一色自治会総合防災訓練に参加し、起震車体験、初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練等の実技研修を行う。</u>
1月15日 (水) 10:00~24:00	災害伝言ダイヤル訓練②	保護者、教職員が緊急時の連絡手段の一つである伝言ダイヤルの使い方を確認する。	・学校が録音したメッセージを保護者が実際に伝言ダイヤルを利用して聞く。

第3章 災害・水害発生時の対応

第1節 学校災害対策本部の設置

地震等の災害が発生し、教育庁災害対策本部が設置された場合、学校では、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。

教職員は、第2章第1節に基づく役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

非常配備態勢と特別非常配備態勢について(第2章第1節2の再掲)

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

① 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

- ・ 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震、島しょ地域で発生した地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。

1 各班の役割について

ここでは、第2章第1節で具体化した「作業班の担当・役割」の再掲、又は「教職員の行動フロー」の再掲などにより、教職員の行動を再確認する。

※別添6にて各班の役割について明らかにする。

第2節 情報収集・連絡活動

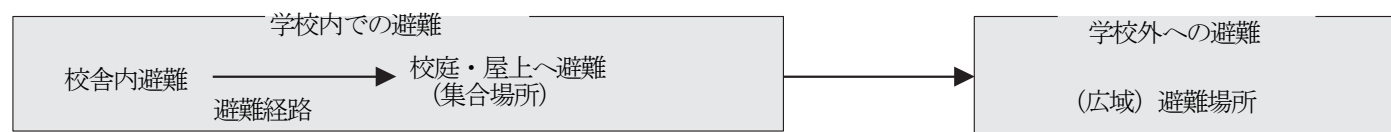
連絡班は、児童・生徒、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、第2章第2節に掲げる通信手段を活用する。

連絡班は、児童・生徒、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。

施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに修繕の要請をする。

第3節 児童・生徒の避難誘導

児童・生徒の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善の避難ルートを選択する。(別添7「避難経路」)



校長は、大震災時における延焼火災等により学校から離れて避難しなければならないと判断した場合、学校から区市町村地域防災計画に基づいて指定された (広域) 避難場所へ児童・生徒を避難させる。

また、木造住宅密集地域や樹木の多い地域の学校については、特に避難経路等を確認しておく必要がある。

なお、(広域) 避難場所から当該校又は当該校以外の避難所への移動については、(広域) 避難場所にいる区市町村災害対策本部要員に確認する。

第4節 児童・生徒の保護体制

学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、児童・生徒を保護することを原則とする。

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における児童・生徒の校内保護の原則をあらかじめ保護者にあらかじめ周知する。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか、災害時につなぐにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等にとどまることになった場合には、児童・生徒を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、第2章第3節に記載する連絡手段(携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、など多様な手段)を適時に活用する。

学校から児童・生徒・保護者向けの情報発信手段・体制

学校と児童・生徒・保護者との連絡体制・手段(詳細は、本章第3節に記載)

児童・生徒連絡班が、さくら連絡網、災害伝言ダイヤル、本校HP、フェイスブック、ツイッターで情報発信を行う。個別対応(さくら連絡網未加入者)災害用携帯電話を活用する。

児童・生徒や保護者から学校への情報発信手段・体制

さくら連絡網(開封確認)、災害伝言ダイヤル、本校HP、フェイスブック、ツイッターで情報共有を行う。個別対応(さくら連絡網未加入者)、電話

保護体制の具体的フロー

全校の避難が確認されたのち

学校危機管理委員会が中心となり各班を招集、運営する

- ① 児童生徒連絡班 児童・生徒の安否の確認

- | | |
|----------|--------------------------|
| ② 救護班 | 医療的ケア、救護の必要性、医療との連携 |
| ③ 避難所支援班 | 避難所開設 |
| ④ 施設物資班 | 施設の安全確認、物資（食料含め）備蓄倉庫から運搬 |
| ⑤ 食料班 | 飲料水、食料などの準備 |

生徒等の毛布・食糧等の確保・配布方法

施設物資班が本校S棟4階備蓄倉庫より運び出し、第1体育館で配布する。

第5節 救護・搬出活動

大震災では大勢の負傷者が出ることが予想されるため、救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒に対しては救護の補助を依頼する。

校庭・屋上等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

災害時の待機場所については別添8「災害時対応教室」のとおりとする。また救護班の詳細については、別添6を参照する。

第6節 学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策

1 学校施設・設備の安全確認等

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

巡視に当たっては、＜行方不明の児童・生徒の捜索を行う連絡班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。その際、校舎被害確認等の施設班は、二人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。点検リストは別添9を参照。

学校施設・設備等の被害状況を把握後、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに修繕の要請をする。（マP60）

また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、学校経営支援センターを通じて要請を行う。

異常時の具体的対処行動

施設物資班のチェックリストをもとに施設、設備の確認を複数で行う。

異常があった場合は、立ち入り禁止、一部立ち入り禁止などの判断をし、施設の安全を確保する。現状を把握したら速やかに本部長より、東部学校経営支援センターへ連絡をし、修繕の依頼等をする。

防災協定(応急対策業務)に基づく要請フロー

本部長が、江戸川区に災害用PHSで連絡をし、連携する。

また、緊急的に医療の必要がある場合は、

①災害用PHSで江戸川区と連絡を取り、江戸川区医師会から医師の派遣を依頼する

②①が不通で酸素や透析が児童・生徒がいた場合は、すぐに職員を江戸川区医師会医師会館に派遣し直接連絡を取る。（派遣する職員に災害用PHSを持たせる。）

2 避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとして活用する場合の応急対策

ア 避難者・帰宅困難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。

イ 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車輦、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。（マP83）

第7節 登下校中の児童・生徒の安全確認と誘導

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。

また、一人通学をしている生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たるとともに、スクールバスの情報が即時に学校に入るように連絡体制を整えておき、運行状況により地域の情報を収集する。スクールバス運行中の発災の場合は、バスを停止させ、道路状況、災害状況等に対応できるよう、バス事業者と調整しておく。なお、学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所又は避難所に避難するとともに、携帯電話等で学校に避難先を連絡する。（マP74）

～校内での活動中の基本的対応～

1) 東海沖地震予知のための「判定会召集」の連絡が都教育庁から入り次第、直ちに授業を打ち切り、保護者

への引き渡しの対応を行う。

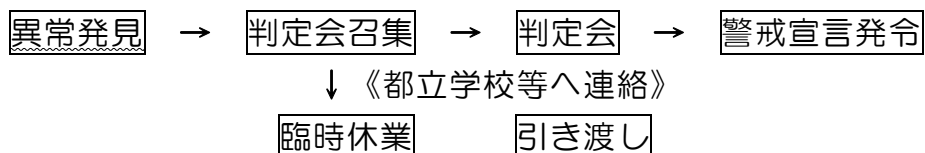
- 2) 引き渡し開始の連絡は、一斉連絡システムで行う。
- 3) 引き渡し方法は、学校の引き渡しとするが場合によってはスクールバスの運行も検討する。
- 4) 学校での残留（保護者に引き渡すまで）児童・生徒の管理は、原則として各学級担任があたる。
- 5) 登校時に「判定会召集」連絡が入った場合は、既にスクールバスに乗車をしている児童・生徒については登校させ、学校での引き渡しを行う。
- 6) 登校後に「判定会召集」の連絡があった場合、引き渡しは学校が行うがスクールバスの運行も検討する。
- 7) 下校時、スクールバス発車後に「判定会召集」の連絡があった場合は、スクールバスは通常運転を行う。
- 8) 授業再開及び、スクールバスの運行は次のいずれかの場合とする。
 - ①警戒宣言を発令しないとの発表があった場合
 - ②警戒宣言が発令され、それが解除された場合
 - ③地震が発生し、その後授業が再開できると判断された場合

※判定会召集後でも、状況によってはスクールバスを運行し乗車させる例外がある。

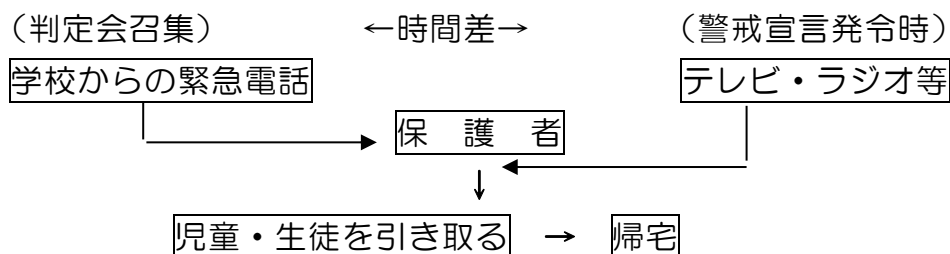
[保護者が同乗した時、保護者のバス停への迎えが確認された時]

*なお、状況によってはスクールバス以外の方法で家庭に引き渡すこともある。

★異常発見から引き渡しまでの流れ



★引き渡し方法



★スクールバス運行について

学校での引き渡し後、保護者と児童・生徒が帰宅する手段がない場合のためにスクールバスを運行する場合がある。

但し、必ず運行されるものではなく、交通事情、引き渡し状況等を考慮し、校長が判断した上で、運行する

こととする。

また、このスクールバスには保護者のつかない児童・生徒は乗車できない。しかし、例外として担任が保護者との確認の上で、バス停への迎えが確認できた児童・生徒については、道路状況を考慮の上、バスに乗車させる場合がある。

★児童・生徒の「緊急連絡先カード」の扱いについて

引き渡し時の「引受人」確認及び、その他の緊急時のために児童・生徒全員の「緊急連絡先カード」を常備する。保護者には例年、年度初めに所定の用紙への記入後、担任に提出してもらい、職員室内に保管しておく。

～スクールバスにて登下校中～

*登下校時の避難について

『学校長は、登下校時に発災した場合に備え、保護者と連携し児童・生徒の通学路や通学経路の安全性を把握し、緊急時に適切な行動がとれるように避難計画を策定し、周知徹底を図る。』という報告がなされている。

【普段からの準備】

スクールバスコース作成時に、広域避難場所を検討及び確認し、バス営業所及び運転手、添乗員等に周知徹底する。（学区域の指定避難場所の地図を参考にする。）

【緊急情報または発災・水害時の対応】

- 1) 防災対策本部長を中心に発災時の教職員の動向確認を早急に行い、バス位置を確認し、教職員の複数を現地に派遣する。
- 2) スクールバス運転手・添乗員は、確認されている一時避難場所への移動が可能な場合は警察署に確認のうえ、バスを安全な場所に移動して、教職員の到着まで待機する。
- 3) スクールバス運転手・添乗員は、電話等の連絡手段の機能の確認を行い機能が作動した場合には、学校・営業所及び家庭との連絡を速やかに行う。
- 4) 学校より派遣された教職員は、目標のスクールバス発見後は速やかに状況を確認し児童・生徒の安全確保（安全な場所への避難、誘導等）及び、必要な場合には応急措置を行う。なお、学校への状況報告を携帯電話等にて代表者が連絡する。
- 5) 教職員の動向確認、保護者への連絡等の状況から、必要により更に教職員を増員し現地に派遣し学校まで避難・誘導する。派遣が困難な場合は、指定広域避難場所に避難行動を実行する。

*スクールバスの連絡・救護に向かう教職員は、[非常時緊急連絡用自転車]を使用する。

現地に向かう場合は、必ず[非常用持ち出し袋]を携帯し、複数で行動する。

[非常用持ち出し袋] 名簿、救急カード、水、タオル、旗、電話代金等、オムツ類、毛布、非常食（エンシュア等）

***持ち出し時には、保健室に必ず座薬を取りに行く**

緊急時スクールバス乗車教員および、令和2年度 緊急時校内残留体制について
別添10参照

～一人通学の場合～

【普段からの準備】

一人通学届出作成時に、広域避難場所を検討及び確認し、保護者と確認をしておく。（学区域の指定避難場所の地図を参考にする。）

【緊急情報または発災時の対応】

防災対策本部長を中心に発災時の教職員の動向確認を早急に行い、本人の位置確認をし、教職員の複数を現地に派遣する。

担任が中心となり、電話等の連絡手段の機能の確認を行い機能が作動した場合には、学校・本人及び家庭との連絡を速やかに行う。

第8節 校外学習・宿泊行事中の児童・生徒の安全確認と誘導

校外学習や宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、広域避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。（マP35）

児童・生徒・教職員の具体的な行動のフロー

（発災時別の避難誘導）

しおりの緊急時の対応に従って行動する。なお宿舎、見学先などでの発災はその場の職員の指示に従う。緊急時の医療(医療的なケア)が必要な場合は、すぐに避難先の職員に伝える。

第4章 事後(復旧)対策 【震災・水害】

第1節 安否情報、被害状況の収集・把握

1 教職員による児童・生徒の安否確認等

緊急連絡先カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒、保護者の安否状況を把握する。

また、第2章第3節で記載した連絡手段（携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段）を適時に活用して、保護者に学校の状況を伝えとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村揭示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。校長は、児童・生徒の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。(マP119)

第2節 学校施設の点検、整備及び復旧

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を学校経営支援センターに要請する。なお、応急危険度判定を実施するため、判定技術者等が駆け付けてきた場合に備え、都財務局から各校に配備されている「応急危険度判定資機材」をすぐに使用できるよう、図面とともに準備する。

また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、学校経営支援センターを通じて要請を行う。

防災協定(応急対策業務)に基づく要請フロー(第3章第6節1の再掲)

本部長が、江戸川区に災害用PHSで連絡をし、連携する。

また、緊急的に医療の必要がある場合は、

①災害用PHSで江戸川区と連絡を取り、江戸川区医師会から医師の派遣を依頼する

②①が不通で酸素や透析が児童・生徒がいた場合は、すぐに職員を江戸川区医師会医師会館に派遣し直接連絡を取る。(派遣する職員に災害用携帯電話を持たせる。)

第7節 登下校中の児童・生徒の安全確認と誘導

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。

また、高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。特別支援学校では、スクールバスの情報が即時に学校に入るように連絡体制を整えておくとともに、運行状況により地域の情報を収集する。スクールバス運行中の発災の場合は、バスを停止させ、道路状況、災害状況等に対応できるよう、バス事業者と調整しておく。なお、学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所又は避難所に避難するとともに、携帯電話等で学校に避難先を連絡する。

第3節 授業再開の準備

1 校舎等の安全確認・整備

授業再開に当たっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。

被災状況を確認の上、都教育委員会は仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断する。(マP119)

2 児童・生徒の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

スクールバスの運行経路を変更する必要があるときは、関係する特別支援学校長はスクールバス契約で指定された運送管理者の職務として、緊急的な運行経路（以下「緊急ルート」という。）を設定する。

契約相手方である会社側の添乗員は、契約上の責務として不測の事態が発生したときは臨機に適切な措置を講じなければならず、そのために携帯電話等を携行し緊急連絡時には運送管理者の指示に従い、迅速かつ適切に対応するものとされている。このことから関係する特別支援学校長は、直接に添乗員と連絡を取って緊急ルートを決定し、保護者に周知する。

契約者である学校経営支援センターに対しては契約変更手続等の関係上、緊急ルートを決定する際に速やかにその内容を連絡する必要があるが、事前にそのいとまがないなどの状況がある場合は、事後に連絡する。（マP120）

3 授業再開時期の判断

学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める（場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課（指導部高等学校教育指導課と連携する。）又は特別支援教育課（義務教育特別支援教育指導課と連携する。）にも相談する。）。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮する。（マP119～120）

4 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、第2章第3節に掲げる情報発信手段等により、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知、徹底する。（マP119～120）

第4節 応急教育計画の作成

校長は、教育委員会と十分な連携の下に、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等を想定した応急教育計画を作成しておくとともに、学校教育が正常に実施されるまでの間、状況に応じて見直しを行う。

校長は、応急教育計画を作成するに当たって、当該学校経営支援センターと連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。（マP39、119～マP120）

（応急教育計画作成に当たっての主な留意点）

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・ 登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

第5節 被災児童・生徒の学用品の給与等

児童・生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。（マP119）

第5章 避難所等開設 【震災・水害】

3 避難所支援に関する運営計画の作成

避難所の設置主体は区市町村であり、管理運営は区市町村が行うが、教職員は避難所の開設・運営に協力・支援することとしている。ただし、発災直後は児童・生徒の安全を確保しながら、教職員が中心的な役割を担うことが期待されていることから、区市町村から避難所指定を受けている学校は、学校危機管理計画の中に避難所の支援に関する運営計画を作成しておく。

なお、東京都の状況を踏まえれば、避難所には指定されていない学校であっても、発災後の避難所開設が区市町村から要請される可能性もあり、同様の検討が必要である。

また、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。

(1) 避難所支援体制の整備

ア 避難所指定と学校施設利用計画の作成

校長は、①児童・生徒の安全確保のスペース、②教育機能・管理機能のスペース、③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）並びに女性に割当てスペース、④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース⑤一般避難者の避難所スペース、⑥一時滞在施設としてのスペースを定めた学校施設利用計画を作成する。その際、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布や施設状況を踏まえた授乳室の設置や外国語に堪能な教職員の配置、外国語での施設案内の表示等を検討する。

また、第1グラウンドについては、物流拠点等に利用されることが予想されるため、自動車の乗り入れは禁止する。第1グラウンドは、発災当初の避難スペースであるので、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ定め、災害時に避難所となった場合、校長は区市町村に対して地域住民に周知を依頼する。

イ 避難所の管理運営の移行

校長は、防災訓練等を通して区市町村と連携を図るとともに、区市町村が当該学校に避難する避難者用（以下「避難所専用」という。）のために備蓄している物資がある場合は、その管理や配布方法について、区市町村とあらかじめ協議する。

なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、本来の役割である教育活動の再開やそのため準備が必要であるため、おおむね発災後1週間程度を目途とする。したがって、それ以前から、段階的に区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織等に避難所運営事務を移行させることが望ましい。

ウ 防災市民組織等との連携

校長は、防災訓練などを通して防災市民組織等と連携を図るとともに、発災後の避難所運営の役割分担、協力体制を整備することに努める。

エ 学校が避難所となった場合の業務

校長は、学校災害対策本部組織を整備するに当たっては、避難所支援担当についても定める。避難所支援担当は、災害当初における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、避難者による自治組織づくりへの支援などを行う。

なお、校長は、教職員の避難所業務の従事について、災害時の人員確保の困難性を考慮した体制とし、当日の職員の出勤状況により、各班の中から避難所支援担当者を指名する。指名に当たっては、女性や災害時要援護者にも配慮する。

また、所属先に参集できなかった職員を受け入れた場合には、校長は当日の出勤状況に応じて、避難所の運営に協力するよう指示する。

(3) ライフラインの確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期ライフラインの確保に努める。

ア 飲料水・生活水の確保

発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を飲料水に使用する。また、地域住民に対して、応急給水槽、給水場の設置場所を知らせる。→※ろ水器は全都立学校に配備し、毎年点検委託しているので、あらかじめ配備場所及び取扱方法について確認しておく。

イ 電気・照明器具の確保

区市町村が情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認する。確保している場合は、発災当初において、配給するよう依頼する。

なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機を配備しているので活用する。また、校長は、懐中電灯を複数、乾電池の予備を保管しておく。

ウ 燃料（ガスなど）の確保

発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。

なお、燃料の供給については、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

エ 応急トイレの設置

水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。

なお、学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。

仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。トイレが不足する場合、区市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレも使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合は、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、区市町村災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。

(4) 備蓄物資、救援物資等の配給

ア 備蓄物資の配給

避難所専用物資を備蓄してある学校では、区市町村と協議した上で、避難者に配給する。

学校に食糧等が備蓄されていない場合は、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

イ 救援物資の受入れ

救援物資の受入れについては、区市町村災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。
避難所では、受入れ手順等

第1節 避難所の開設・支援活動

避難所の設置主体は区市町村であるため、管理運営は区市町村が行うが、教職員は以下（又は別添「都立鹿本学園 避難所支援に関する運営計画」）に基づき、避難所の開設・運営に協力・支援する。なお、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合については、以下（又は別添「都立鹿本学園 避難所支援に関する運営計画（夜間・休日等）」）に基づき行動する。（マP 39）

学校施設利用計画

本校の第2体育館の半分のスペースは地域の福祉避難のためのスペースとなり得る。

避難所支援に関する運営計画(運営体制、管理運営の移行手順)

各危機管理班によって、

- ① 施設物資班
- ② 食料班
- ③ 救護班
- ④ 避難所支援班
- ⑤ 情報班
- ⑥ 児童生徒連絡班 で災害時の避難所の設営、運営を支援する。

避難所装備品の取扱マニュアルの整備

各備蓄品にマニュアルを添付している。

備蓄品の利用方法、配送方法等の整備

各備蓄品、マニュアルに利用方法を明記している。

第2節 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿を作成・整理し、対応する。（マP 95）

1 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の第2章第2節に掲げる通信手段等より正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。また、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。（マP 95）

2 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲してお

り、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジュメを用意する。（マP 9 6）

情報を避難所で共有・提供する手段

避難所支援班がホワイトボードに情報掲示板を作成する。

情報班が、各メディアからの情報を掲示板に張り付ける。

3 避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する（1世帯1枚作成する。）。

なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。（マP 9 6）

避難者名簿に関する事項

避難所支援班が、名簿用紙を準備する。また、江戸川区総合体育館にも避難者の名簿を共有し、食料を受け取る。（江戸川区との連携）

第3節 児童・生徒のボランティア活動

（特別支援学校の児童・生徒の障害特性、発達段階等を踏まえて指導する。）

災害時、児童・生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、児童・生徒が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。校長は、児童・生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、ボランティア活動に児童・生徒が進んで参加できるように努める。（マP 9 8）

第4節 一時滞在施設としての対応

大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所がないことが想定される。本校は、そうした帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」として指定を受けており、発災時には最長で3日間帰宅困難者を受け入れることとなる。その手順等については別添危機管理班のマニュアルのとおりとする。

（マP 1 1 2）

一時滞在施設運営マニュアルの整備

・避難所支援班と施設物資班で第2グラウンド、第2体育館の整備と受付の準備運営をする。

一時滞在施設の備蓄等の場所、活用方法の整備

・避難所支援班と施設物資班は、第2体育館裏倉庫の備蓄品の活用と、江戸川区総合体育館に名簿を共有し、食料等を受け取る。

第5節 災害時帰宅支援ステーションとしての対応

5. 一時滞在施設・帰宅支援ステーションが開設される場合の対応

(1) 一時滞在施設の開設・運営 帰宅支援班が他班を指揮

○発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、東京都災害対策本部の要請により、校舎の安全を確認の上、開設する。校長の判断による自主的な開設も可能。
○校舎の安全性や周辺の被害状況を確認した結果、開設できないと判断した場合は情報連絡班が東京都の帰宅困難者対策部門に速やかに報告する。

○一時滞在施設滞在者の利用スペースは、次の配置を基本とする。

＜校舎が使える場合＞

第2グラウンド … 男子滞在者

第2体育館半面 … 女子滞在者、障害者、妊婦など

＜校舎が使えない場合＞

○一時滞在施設の開設から運営、閉鎖に至る一連の体制や手順については、災害時行動マニュアル【帰宅支援班編】に記載する。

○施設の運営にあたり、各班との連携を密に行い、帰宅支援班が各班の指揮及び進行管理を行う。

○運営にあたり、一時滞在施設滞在者の協力体制を築き、そのマンパワー最大限活用する。それでも教職員の人員が不足する場合は、生徒のマンパワーの活用（校長判断）、近隣住民やボランティアに協力依頼を行うなどして人員を確保する。

(2) 帰宅支援ステーションの開設・運営 帰宅支援班が各班を指揮

○大規模災害発生時に一斉帰宅抑制は発令された場合に、帰宅支援ステーションの開設時期は、発災後4日後（3日程度開設が想定される一時滞在施設閉鎖後）と想定されている。しかし、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応と同時に、帰宅支援ステーションの対応も必要な場合があることを想定しておく。

○本校は、災害時帰宅支援ステーションに指定されているため、大規模地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁災害対策本部からの指示を待つまでもなく、校長の判断で速やかに開設する。

○帰宅支援ステーションの開設場所は、次の場所を基本とする。

＜校舎が使える場合＞第2グラウンド・第1グラウンド・第2体育館半面

＜校舎が使えない場合＞江戸川区総合スポーツセンター等、江戸川区と連携する。

徒歩による帰宅が可能となった場合には、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する施設として、島しょを除く全都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

発災時には、避難住民等の受入れに当たり受入人数の限度を超えることも想定されるため、近隣の避難所等を把握し、関係機関との連携を十分に図り対応する。（マP113～114）

6. 一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

- 散乱危険物の除去、清掃
- 施設不良個所対応
- 非常用電源確保（投光器、非常用発電機）
- 消防設備、給排水設備、放送設備の確認

7. 簡易トイレの設置・使用方法の指示

○設置

使い捨て簡易トイレ

- ・一時滞在施設利用者の人数により、必要数を設置する。
- ・設置場所は第2グラウンド、第1グラウンド

組立式簡易トイレ 2台

- ・使い捨てトイレが不足する場合に設置する。

★いずれのトイレも、設置する際には、男女の場所を離し、ビニールシートで個室用の囲いを作るなどの配慮を最大限行う。

★トイレトペーパーは家庭科棟2階トイレに設置している分のみ提供する。

○使用方法の指示

- ・使い捨て簡易トイレが容量いっぱいになった場合は、その旨、帰宅支援班に連絡するよう、トイレに掲示しておく。
- ・帰宅支援班は、その連絡を受けた後、施設利用者の各グループに1名ずついるトイレ担当のうち複数名に、使い終わったトイレの閉鎖（または移動）と新しいトイレの設置を指示する。

※簡易トイレが不足する場合で、排水設備に損傷がなく、水道が断水している時は、階校舎内トイレの使用の可否を施設安全班が検討し、本部長（校長）が最終決定する。使用させる場合は、プールの水をバケツに汲み置き、適宜流すよう利用者に指示する。

※排水設備の破損等により排水管がつまり状態と思われる場合は、簡易トイレが不足する場合であっても、校舎内のいずれのトイレも施設利用者に開放しない。

8. 一時滞在施設であることの表示

千葉街道沿い校舎、校門に掲示する。

9. 各種施設案内表示

立入禁止区域、各教室、各特別教室、トイレ、救護場所、水供給場所、ごみ集積所 など

10. 通行路の確保

環状七号線、千葉街道は緊急車両用となり、通行禁止となる。

校舎正門付近の道路は、破損物品等の除去。特に正門から校舎入口までの間は、救急車両・物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

11. 校内パトロール

帰宅困難者を受け入れた際の盗難等のトラブル防止のために、1日に数回、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションを巡回する。

12. 自衛消防

火災等があった場合に、消防署等への連絡、初期消火、避難誘導

13. 受入可能人数を超えた場合の対応

○帰宅支援班から収容人数超えの連絡があった場合には、校門等にその旨の掲示を行う。

○情報連絡班に、本校に代わる近隣の一時滞在施設の情報収集を依頼し、代替受入先があった場合には、施設の名称・住所を記載した地図等も併せて掲示する。

14. 一時滞在施設を開設しない場合の表示

○校門に掲示する。

災害時帰宅支援ステーションの開設、閉鎖方法

避難所支援班が第2グラウンドに帰宅ステーションを開設する。(防災テント活用)

- ・発災後に、本校の校長の指示の下で、速やかに避難所支援班の指示の下で開設する。
- ・閉鎖する際は、発災1日から2日を目途に、各避難所を案内し移行する。

災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の場所、利用

- ・施設物資班を中心となり、第2体育館裏倉庫から物資を運びだし、備蓄品を準備する。

災害時帰宅支援ステーション運営担当の選出

- ・校長が、危機管理組織の避難所支援班の中から運営担当者を複数名選出する。
- ・避難所支援班の担当主幹教諭は、サポートデスクの主幹教諭とする。

第6章 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応【震災・水害】

第1節 教職員の参集態勢

災害発生時には、本庁から災害時緊急連絡システム等により、都立学校管理職及び学校危機管理担当者へ参集の指示を行う(震度6弱以上のときは全員が自動参集)。なお、学校本部長(校長)が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。(マP16)

また、早朝・夜間・休日等の災害発生時は学校が無人となり、初動態勢に遅れが生じることになるため、初動態勢を迅速にとるための要員として、以下のとおり「学校危機管理担当者」及び「地域緊急連絡員」を指定・選出する。

※ 第2章第1節2の再掲

また、学校の教職員は、区市町村が設置主体である避難所の開設・運営に関して、協力・支援を行う。そのため、一刻も早く学校に参集し、危機管理態勢を整えることが必要であり、学校危機管理担当者及び地域緊急連絡員の迅速な対応が、その後の活動の円滑な遂行を容易にする。

学校危機管理担当者の指定(第2章第1節2の再掲)

近隣に居住する教職員を指名している。(ポケット防災マニュアルに明記)

地域緊急連絡員の選出(第2章第1節2の再掲)

近隣に居住する教職員を指名している。

第2節 児童・生徒の安否情報の収集・把握

第3章第3節の児童・生徒の安否確認の方法に従い、必要な対応を行う。

(第2章第3節 児童・生徒の安否確認の方法 を参照のこと。)

第3節 被害情報の収集・把握

第3章第2節の情報連絡体制に従い、児童・生徒、教職員の安否状況の把握及び学校施設・設備等の被害状況を把握の後、必要な対応を行う。

(第3章第2節 情報連絡体制 を参照のこと。)

第4節 避難所等への支援活動

休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。

(第4章第1節 避難所の開設・支援活動 を参照のこと。)

第7章 Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応

1 事前準備 (平常時の対応)

○児童・生徒への周知

Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合に、以下①から⑤までに記載の適切な避難行動等ができるよう、児童・生徒に周知しておく。

(参考:別添資料「弾道ミサイル落下時の行動について(内閣官房国民保護ポータルサイト)」)

Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応

①速やかな避難行動

- ・ 屋外にいる場合: 建物の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。
- ・ 建物がない場合: 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・ 屋内にいる場合: 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。窓とカーテンを閉める。

☆近くにミサイルが落下した場合

- ・ 屋外にいる場合: 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

- ・ 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

②正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネットなど、また、学校外では、必要に応じて、付近の大人と協力して情報収集する。

③安否連絡方法の確認

保護者や学校との安否連絡方法について、確認する。

④登下校時の留意事項

- ・ 登校前（自宅を出る前）に都内でJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合自宅待機とし、Jアラートの続報などを確認する。

- ・ ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合

Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

- ・ ミサイルが都内に落下した場合、行政からの指示に従って、落ち着いて行動する。

⑤ミサイルの落下物を発見した場合

決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

○教職員の行動の確認

- ・ 教職員による生徒の適切な避難誘導方法を確認しておく。
- ・ 校外活動時の引率教員等との連絡体制を確認しておく。

○児童・生徒の安否確認方法及び点検・周知

児童・生徒の安否確認方法及び各保護者との連絡方法について、点検/周知しておく。

○スクールバスの確認

Jアラートが発信された場合のバスの行動や学校との連絡方法について、バスの委託業者と調整しておく。

- ・ Jアラート第1報が発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。その後、乗車している児童・生徒の人数や実態に応じて、可能な場合には、児童・生徒を建物の中などへ避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

- ・ ミサイルが上空通過や領海外に落下した場合は、学校と連絡を取り合いながら、運行を再開する。

- ・ ミサイルが都内に落下した場合は、行政からの指示に従って行動する。

2 都内にＪアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

児童・生徒の 状況	対応内容
在校時	○ミサイル発射情報（Ｊアラート第１報）が発信された場合 校舎内・体育館への避難や、建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行う。窓とカーテンを閉める。 ○ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合 ・Ｊアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認がとれた場合は、教育活動を再開する。 ・校庭等で、ミサイルの落下物を発見した場合は、決して近寄らず、警察/消防に連絡する。 ○ミサイルが都内に落下した場合 ・Ｊアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが都内に落下した情報を得た場合は、引き続き正確な情報を収集する。 ・行政から指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。 ・原則、児童・生徒を学校で保護し、安否情報を保護者へ連絡する。
登下校時	○ミサイル発射情報（Ｊアラート第１報）が発信された場合 学校に登校した又は下校していない児童・生徒を、校舎内・体育館などへ、速やかに避難誘導する。窓とカーテンを閉める。 ○ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合 ・Ｊアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、次のとおり対応する。 （登校時）児童・生徒に登校したら教育活動を再開する。交通機関の状況を把握し、始業繰り下げ・臨時休業を検討する。 （下校時）下校を再開する。その際、児童・生徒にはミサイルの落下物には注意して帰宅するよう周知する。 ○ミサイルが都内に落下した場合 ・学校に登校した又は下校していない児童・生徒については、在校時に準じた対応を行う。 ・登下校中の児童・生徒については、事前に定めた方法により安否確認を行う。 ○スクールバスの対応 スクールバスの運行委託業者の運転手・添乗員と連絡を取り合いながら、事前準備で定めた方法により、適切に行動できるようにする。

校外活動時	○ミサイル発射情報（Ｊアラート第１報）が発信された場合 引率教員等は、建物の中などへ、速やかな避難誘導を行う。 ○ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合 ・引率教員等は、Ｊアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、校外活動を再開する。 ・ミサイルの落下物を発見した場合は、決して近寄らず、警察・消防に連絡する。 ○ミサイルが都内に落下した場合 ・引率教員等は、Ｊアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが落下した情報を得た場合は、引き続き正確な情報を収集する。 ・行政から指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。 ・引率教員等は、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担し安否情報を保護者へ速やかに連絡する。
-------	--

※児童・生徒を帰宅させる際には、保護者と連絡を取り合いながら行う。

※校外活動時は、校外活動場所でＪアラートが発信された場合の対応とする。

※当該ガイドラインを基本に行動するが、災害の状況、児童・生徒に応じた臨機応変な対応が必要となる。